

項目別資料一覧表

資料 4-1	国土利用関係	1
資料 4-2	地域限定通訳案内士関係	31
資料 4-3	民宿・ファームイン関係	42
資料 4-4	特定免税店制度関係	48
資料 4-5	空港の一括管理関係	54
資料 4-6	プラチナティーク関係	68
資料 4-7	町内会事業法人制度関係	69
資料 4-8	都市再生関係	71

国土利用の規制権限等の一括移譲

【現 状】

- 土地利用に関しては、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画で、都道府県の区域に5地域区分と土地利用の調整に関する事項を定めることとされている。
[5地域区分] 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域
- 5地域については、それぞれ都市計画法や農振法(*)等の個別法により、方針・計画策定、土地の利用及び保全に対する国の関与・規制がある。

(*)農業振興地域の整備に関する法律

【課 題】

- 土地の利用及び保全に関する権限は、基本的に都道府県の権限とすべきであるが、許可等権限の一部が国に残っているとともに、決定に当たって関係大臣との協議や同意を要する。

【検討の方向性】

- 土地の利用及び保全に関しては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律で定めるに止め、相互に関連する権限の移譲と国の関与の縮小を図り、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整すべきとの立場で検討を進める。

【提案に向けたイメージ】

① 土地利用規制の決定に際しての、国への協議・同意の廃止

- ・ 国の施策との整合性などを名目として個別案件ごとに必要とされている、国の協議・同意を廃止する。

〔現行〕

相互に関連する法律	協議・同意に係る関係省庁
国土利用計画法	
都市計画法	国土交通省
農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省
農地法	経済産業省
森林法	環境省
自然公園法	厚生労働省
自然環境保全法	など

〔特例措置後〕

国への協議・同意の一括廃止

② 農地転用の許可や保安林の指定等に係る国の権限の移譲

- ・ 全国的な統一性の確保などを名目として、国に留保されている権限について、北海道へ移譲する。

〔現行〕

転用許可の対象	根拠	許可権者
4ha超の農地転用	農地法	農林水産大臣
4ha以下の農地転用		知事
保安林指定等の対象	根拠	指定権者
重要流域に係る民有保安林の一部	森林法	農林水産大臣
上記以外の民有保安林		知事

〔特例措置後〕

国に留保されている権限の移譲
(広域的・総合的行政主体である北海道が決定)

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例（方針・マスター・プラン）

区分	国土利用計画法	都市計画法	農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内容	土地利用基本計画の決定・変更 (§ 9①④)	都市計画地域の整備・開発及び保全の方針 (§ 6の2①)	都道府県農振地域整備基本方針の策定 (§ 4①)	地域森林計画の策定・変更 (§ 5①)	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張 (§ 60①)	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定・拡張 (§ 45①)
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
国 の 関 与 等 の 態 様	協議+同意 大臣が同意するに際し協議 協議を受けた大臣が意見听取	国土交通大臣 (§ 9⑩) 関係行政機関の長 (§ 9⑫) 経産、環境、厚労大臣 (§ 23②③)	国土交通大臣 (§ 18③) 農林水産大臣 (§ 23①)	農林水産大臣 (農用地確保位置・規模) (§ 4⑤)	農林水産大臣 (保安林整備造林面積等) (§ 6⑤)	
協議		農林水産大臣 (国交大臣同意のときを除く) (§ 23①)	農林水産大臣 (§ 4⑤)	農林水産大臣 (§ 6⑤) 森林管理局長 (§ 6③親認)	関係地方行政機関の長 (§ 66①)	環境大臣 (§ 49①)
協議を受けた大臣が協議			関係行政機関の長 (§ 4⑥)			関係行政機関の長 (§ 49②)
助言・勧告			農林水産大臣 (§ 4④勧告)		環境大臣 (§ 67②)	環境大臣 (§ 50②)
報告			農林水産大臣 (§ 6⑥報告)	農林水産大臣 (§ 6⑥)	環境大臣 (§ 67①)	環境大臣 (§ 50①)

*国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例

区分	都市計画法			農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内容	都市計画区域の指定・変更 (§ 5①)	区域区分 (§ 7①)	地域地区、地区計画等 (§ 8①、12の5①) 広域の見地から決定すべき区域等 (§ 15①)	都道府県農振地域整備基本方針の策定 (§ 4①)	地域森林計画の策定・変更 (§ 5①)	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張 (§ 60①)	都道府県自然環境保全地域特別地区的指定・拡張 (§ 45①)
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
国の関与等の態様	協議+同意	国土交通大臣 (§ 5③)	国土交通大臣 (§ 18③)	国土交通大臣 (§ 18③)	農林水産大臣 (農用地確保位置・規模) (§ 4⑤)	農林水産大臣 (保安林整備造林面積等) (§ 6⑤)	
	大臣が同意するに際し協議		農林水産大臣 (§ 23①)				
	協議を受けた大臣が意見聴取		経産、環境、厚労大臣 (§ 23②③)				
	協議		農林水産大臣 (国交大臣同意のときを除く) (§ 23①)	農林水産大臣 (§ 4⑤)	農林水産大臣 (§ 6⑤) 森林管理局長 (§ 6③親類)	関係地方行政機関の長 (§ 66①)	環境大臣 (§ 49①)
	協議を受けた大臣が協議			関係行政機関の長 (§ 4⑥)			関係行政機関の長 (§ 49②)
	助言・勧告			農林水産大臣 (§ 4④勧告)		環境大臣 (§ 67②)	環境大臣 (§ 50②)
	報告			農林水産大臣 (§ 6⑥報告)	農林水産大臣 (§ 6⑥)	環境大臣 (§ 67①)	環境大臣 (§ 50①)

※都市地域／都市計画法については都市施設（道路、公園、下水道等）を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

農地転用や開発行為の許可等（個別の土地に関する制限）に関する国との関与の例

区分	都市計画法	農業振興法	農地法		森林法				自然公園法	自然環境保全法
内容	都市計画区域内の開発行為の許可（§ 29①）	農用地区域内の開発行為の許可（§ 15の2①）	農地転用の許可（§ 4①）	転用目的の権利移動（§ 5①）	民有林内の開発行為の許可（§ 10の2①）	保安林の指定・解除等			都道府県立自然公園での開発行為の許可（§ 60①）	都道府県自然環境保全地域内の行為制限（§ 46①）
						1～3号保安林		4号以下保安林（§ 25の2,26の2）		
許可権者	都道府県知事 市町村長*1	都道府県知事	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事（1号受託）	都道府県知事	都道府県	都道府県
国の関与等の態様	許可			農林水産大臣（4 ha超）（§ 4①）	農林水産大臣（4 ha超）（§ 5①）		農林水産大臣（§ 25,26）			
	協議+同意							農林水産大臣（§ 26の2解除）	農林水産大臣（§ 26の2解除）	
	大臣が同意するに際し協議									
	協議			農林水産大臣（2 ha超）（附則§ 2）	農林水産大臣（2 ha超）（附則§ 2）					
	協議を受けた大臣が協議									
	助言・勧告									
	報告									

* 1：政令指定都市、中核市、特例市は全ての許可。特例条例で権限委譲した市町村については§ 34⑩を除く。
※国の全ての関与を記載しているものではない。

【国土利用計画法】

国の関与の具体例

区分		国	都道府県
		国 の 関 与	
国土計画	§ 5 (全国計画) 国土は…国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。 2 國土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。 3 國土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、國土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。 7 國土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。		
利用計画	§ 7 (都道府県計画) 6 國土交通大臣は…都道府県計画について報告を受けたときは、國土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 7 國土交通大臣は…都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。 この場合において、関係行政機関の長は、國土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。 8 國土交通大臣は、前項後段の意見の申出があったときは、関係行政機関の長に協議するとともに、國土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。	§ 7 (都道府県計画) 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを國土交通大臣に報告する…。	§ 7 (都道府県計画) 都道府県は…当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について、都道府県計画を定めることができる。 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ…審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
土地利用基本計画	§ 9 (土地利用基本計画) 12 國土交通大臣は、第十項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	§ 9 (土地利用基本計画) 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ…審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、國土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。	§ 9 (土地利用基本計画) 都道府県は当該都道府県の区域について土地利用基本計画を定めるものとする。 2 土地利用基本計画は…次の地域を定めるものとする。 一 都市地域 二 農業地域 三 森林地域 四 自然公園地域 五 自然保全地域

【都市計画法】

国の関与の具体例

区分	国	都道府県
都市計画区域	<p>§ 5 (都市計画区域)</p> <p>4 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ関係都府県の意見を聴いて指定するものとする。</p>	<p>§ 5 (都市計画区域)</p> <p>3 都道府県は…都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p>
都市作成者	<p>§ 22 (国土交通大臣の定める都市計画)</p> <p>二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。</p> <p>2 国土交通大臣は、都府県が作成する案に基づいて都市計画を定めるものとする。</p>	<p>§ 15 (都市計画を定める者)</p> <p>次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画 三 都市再開発方針等に関する都市計画 四 重要港湾…に係る都市計画 — 略 —
都市計画決定		<p>§ 18 (都道府県の都市計画の決定)</p> <p>3 都道府県は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画…又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ…国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の協議を行うものとする。</p> <p>令 § 12 (大臣同意を要する都市計画区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 首都圏・近畿圏・中部圏 二 国土交通大臣が指定するもの 二 人口30万人以上の市の区域 三 前二号における都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために土地利用上密接な関連のある都市計画区域で、国土交通大臣が指定するもの

【農業振興地域の整備に関する法律】

国の関与の具体例

区分	国	都道府県	
定義	§ 3 (定義) この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という） 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く） 三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地 四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地	国 の 関 与	
農業振興地域整備基本方針	§ 3 の 2 (基本方針の作成) 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本方針を定めるものとする。 2 基本方針においては…農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定める。 3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。		
都道府県	§ 4 (農業振興地域整備基本方針の作成) 3 基本方針は、国土形成法…北海道総合開発計画…その他法による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画、都市計画との調和が保たれるものでなければならない。 4 農林水産大臣は、都道府県知事に対し…基本方針の作成について国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。 6 農林水産大臣は、前項の協議を受けたときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。	§ 4 (農業振興地域整備基本方針の作成) 5 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは…農林水産大臣に協議しなければならない。 この場合において、当該農業振興地域整備基本方針のうち、第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係るものについては、農林水産大臣の同意を得なければならない。	§ 4 (農業振興地域整備基本方針の作成) 都道府県知事は…当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に關し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。 2 農業振興地域整備基本方針においては、次の事項を定めるものとする。 一 農用地等の確保に関する事項 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 — 略 —
農業振興地域	指定	§ 6 (農業振興地域の指定) 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。	
	制限	§ 15 の 2 (開発行為の制限) 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。）をしようとする者は、あらかじめ…都道府県知事の許可を受けなければならない。	

国の関与の具体例

区分	国	都道府県
目的	§ 1 (目的) この法律は、農地はその耕作者自らが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るため、その利害関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。	国 の 関 与
定義	§ 2 (定義) この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。	
権利移動		§ 3 (権利移動の制限) 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には…当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。 3 第1項の許可は、条件をつけてすることができる。 4 第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。
農地転用	§ 4 (農地の転用の制限) (その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣の許可) 附則 § 2 都道府県知事は、当分の間…あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。 一 ha を超える農地を農地以外に転用	§ 4 (農地の転用の制限) 農地を農地以外のものにする者は、…都道府県知事の許可を受けなければならない。 3 都道府県知事が第1項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。
の制限	§ 5 (転用のための権利移動の制限) (これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林水産大臣の許可) 附則 § 2 都道府県知事は、当分の間…あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。 二 ha を超える農地等の権利移動	§ 5 (転用のための権利移動の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、若しくは移転する場合には、…当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。 3 第3条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

【森林法】

国の関与の具体例

区分		国	都道府県
		国の関与	
森林計画	森林	<p>§ 4 (全国森林計画等) 農林水産大臣は…全国の森林につき…全国森林計画を立てなければならない。</p> <p>8 農林水産大臣は全国森林計画をたて…ようとする時は、環境大臣その他関係行政機関の長と協議し、かつ林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p>	<p>§ 5 (地域森林計画) 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて又は変更しようとするときは…農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>この場合、…保安林の整備及び保安施設事業に関する計画については、農林水産大臣の同意を得なければならぬ。</p>
	国有林	<p>§ 7の2 (国有林の地域別の森林計画) 森林管理局長は、全国森林計画に即して…森林計画を立てなければならない。</p> <p>5 森林計画局長は…森林計画の案について関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p>	
保全	指定	<p>§ 25 (指定) 農林水産大臣は、次の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは…森林（民有林にあっては、重要流域（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は國民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するもの）内に存するものに限る）を保安林として指定することができる。</p> <p>一 水源の涵養 二 土砂の流出の防備 三 土砂の崩壊の防備 四 飛砂の防止 五 風害等の防備 六 なだれ等防止 一略一</p>	<p>§ 25の2 道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。</p>
	解除	<p>§ 26 (解除) 農林水産大臣は、保安林についてその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。</p>	<p>§ 26の2 都道府県知事は〔保安林指定を〕解除しようとする場合…次の各号のいいずれかに該当するときは農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一 解除の面積が政令で定める規模以上〔指定理由の消滅 1ha、公益上の理由 5ha〕 二 保安施設事業又は地すべり防止工事…の施行区域内にある保安林</p>
林	制限		<p>§ 34 (保安林における制限) 保安林においては…都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採してはならない。</p> <p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草…を採取し、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。</p>

【自然公園法】

国の関与の具体例

区分		国	都道府県
国立公園	定義	§ 2 (定義) 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって環境大臣が…指定するものをいう。	§ 9 (国立公園の公園事業の執行) 2 地方公共団体…は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国立公園に関する一部を執行することができる。
	指定	§ 5 (指定) 国立公園は、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。	
	計画・事業	§ 7 (公園計画及び公園事業の決定) 国立公園に関する公園計画は環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。 2 国立公園に関する公園事業は、環境大臣が審議会の意見を聴いて決定する。 § 9 (国立公園の公園事業の執行) 国立公園に関する公園事業は国が執行する。	
	特別地域	§ 13 (特別地域) 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。 3 特別地域 (特別保護地区を除く) 内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければしてはならない。 一 工作物を新築し改築し又は増築すること 二 木竹を伐採すること 三 鉱物を掘採し又は土石を採取すること 一略一	
	国定公園	§ 2 (定義) 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって…環境大臣が指定するものをいう。	§ 13 (特別地域) 5. 都道府県知事は、国定公園について第3項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して、環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。 施行規則 § 11 の 3 高さ 50 m を超える工作物の新築 面積 20 ha を超える土地の開墾など
都道府県立自然公園	計画事業	§ 7 (公園計画及び公園事業の決定) 3 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。	§ 43 (公園事業の執行に関する費用) 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。
	都道府県立自然公園	§ 2 三 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であって都道府県が第 59 条の規定により指定するものをいう。	§ 66 (協議等) 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。
都道府県立自然公園	指定	§ 59 (指定) 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。	

【自然環境保全法】

国の関与の具体例

区分		国	都道府県
		国 の 関 与	
基本方針	§ 12 (自然環境保全基本方針) 国は、自然環境の保全を図るための基本方針を定めなければならない。 2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 一 自然環境保全基本構想 二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定等 三 都道府県自然環境保全地域の指定基準等		
原生自然環境保全地域	§ 14 (指定) 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ [千 ha] 以上の面積を有する土地の区域であって、国又は地方公共団体が所有するもの（保安林除く）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。 2 環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見を聽かなければならない。		
	§ 15 (保全計画の決定) 原生自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見を聞いて決定する。		
	§ 16 (保全事業の執行) 原生自然環境保全地域に関する保全事業は、国が執行する。	§ 16 ② 地方公共団体は環境大臣に協議し、その同意を得て原生自然環境保全地域に関する事業の一部を執行できる。	
自然環境保全地域	§ 22 (指定) 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で…自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。 3 環境大臣は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見を聽かなければならない。		
	§ 23 (保全計画の決定) 自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が決定する。		
	§ 24 (保全事業の執行) 自然環境保全地域に関する保全事業は、国が執行する。	§ 24 ② 地方公共団体は環境大臣に協議し、その同意を得て自然環境保全地域に関する事業の一部を執行できる。	
都道府県自然環境保全地域		§ 49 (協議等) 都道府県は、都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、その区域に係る自然環境の保全に関する計画を添えて、環境大臣に協議しなければならない。 2 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	§ 45 (都道府県自然環境保全地域の指定) 都道府県知事は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的・社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全区域として指定することができる。

【地方分権に関する国の意見についての問題点等 (H8.2.15 地域づくり部会関係)】

国 の 主 張		問 領 点
地方分権についての基本的考え方	全国的整合性・統一性の確保、全国的規模・視点の必要性	<p>従来、こういった名目で国の事務とすべきとの主張が安易になされてきた。このような抽象的な議論ではなく、その眞の必要性を具体的に吟味する必要がある。</p> <p>財産権の制限との関係で必要な最小限の統一性・公平性については、基本的枠組みを法律で規定する等により確保する。</p> <p>国の主張する全国的な統一性とは、農林水産行政、建設行政等、そえそれの縦割り行政の中での統一性であり、地域における総合的行政の確保の大きな障害となっている。国は各省庁間のみならず同一の省庁内でも、各局、各課の間で縦割りとなっているのが現状。</p> <p>国はナショナルミニマムの維持、達成に係る基本的な事項を担うものであることを徹底する事が必要。個性ある豊かな地域社会づくりが求められる今日、全国的整合性の重視から多様性の重視へ発想を転換すべき。</p>
	広域的調整の必要性	<p>広域的調整については、基本的に地方公共団体相互間の調整に委ねるべき。</p> <p>特に、例えば都市計画、道路、河川、地域交通等については、広域連合制度の活用を含め積極的に調整を図る。</p> <p>なお、広域的問題の調整役としての国の立場を一切拒否するものではないが、国が関与するのは、地方公共団体相互間の水平的調整が難航し、地方公共団体の側から国に対して調整の要請があった場合に限られるべきである。</p>
	国の政策方向との整合性の確保の必要性（食料安定供給、国土・環境の保全等）	<p>例えば、食料安定供給という国の政策については、必要があれば、例えば国が地域ごとの食料供給の目標を示すことで足り、1件1件の農地の転用についての許可、機関委任事務としての指揮監督の必要はない。国が全国的視点から望ましい目標を示すなど適切な方法を別途考えればよく、国の主張のような考え方方が地域の主体的まちづくりに大きな障害となっている実態を踏まえ、分権型社会に向けた検討を行うべきである。</p> <p>なお、食料の安定供給といいつつ、一方で60～80万ヘクタールの減反がなされており、また、平成7年において約24万4千ヘクタールもの耕作放棄地が発生している。</p>
	地方公共団体の事務能力の「受け皿問題」	<p>地方公共団体は環境、福祉問題など国に先行して先進的な行政を実施してきた実績と、現行地方自治制度が施行されて50年に及ぶ経験があり、十分な能力と実績がある。そうした中で、地方公共団体が広域的ネットワークによって様々な問題解決に当たってきたし、今後もその努力を継続。</p> <p>むしろ地方公共団体相互間の広域的ネットワークが、国の種々の関与、必置規制等によって妨げられている。なお、小規模市町村については、場合によっては補完的に都道府県や隣接の市町村が協力して事務を行っていくことを検討。</p>
国 の 関 与	国の関与の基本ルールと手続に関する一般的な制度を設けるよりも個々の事務ごとに必要な国の関与が措置できるようにすべき	<p>国の関与は必要最小限のものとし、かつ、法律の明文の規定によって認められている場合に限定すべき。</p> <p>今まで国は様々な名目で地域の行政に対し極めて広範かつ詳細に関与し、地域の実情に応じた自主的・主体的地域づくりに大きな障害となってきた。これまでの経験を踏まえ、透明・公正な国と地方の関係を旨として、国の関与の基本ルールと手続に関する一般的な制度を設けることは是非必要。</p>
	法令の定めによらない国の関与は、法令の定める協議についても事前に行うなど事務の円滑な執行のため。 単に国の関与の根拠が法令かその他かをもって必要性、存否を論することは国民の利益につながらない。	<p>事務の円滑な執行のためという名の下に法令の定めによらない関与を制度化することは、国・地方公共団体間の関係を不透明にし、責任の所在を不明確にする。事務の執行の円滑は、双方の自発的努力により達成されるべきもの。</p> <p>関与の必要性そのものと法令に根拠があるか否かは別の問題。地方公共団体の自主性・主体性の確保の観点から国の関与自体、必要最小限にするべきであるが、それが必要な場合であっても、国と地方公共団体の関与を透明・公正なものとするために、国の関与は法律の明文の根拠を必要とすべき。</p>

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区分		都 市 計 画 手 続
国	国	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が決定等を行う内容に対する国交大臣の協議同意（都市計画区域の指定、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下「区域マスタープラン」という）、区域区分、一般国道、高速自動車道、一級河川等）。 国土交通大臣が区域マスタープラン、区域区分の決定（変更）の同意に際しての、関係大臣に対する協議、意見聴取。
・ 地 方 の 役 割 分 担	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣への協議同意が必要な都市計画区域指定及び都市計画決定の他、準都市計画区域の指定、県道及び4車線以上の市町村道、50ha超の土地区画整理事業等の都市計画決定。 市町村が定める都市計画（各名称の軽微な変更を除く）についての同意。
・ 市 町 村		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が定める都市計画以外についての決定。 都市計画決定の際の当該都市施設管理者等との協議。
現 行 の 役 割 分 担 の 問 題 点		<ul style="list-style-type: none"> 自治事務であるが、法に協議同意行為が規定されているため、国、県の関与が残されていること。また、手続きに時間を要すること。 県→国への協議については、国の利害について具体的な明記がなく、軽微な変更を除く全ての案件が該当している。
担	役割分担のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には自治事務であるので、国の機関又は県の機関の関与なく事務を行うべき。 国は利害に重大な関係がある都市計画について具体的に明示し、国の管理する都市施設等の決定等に限り協議同意を行う。 都道府県は、国、県が管理するものについて都市計画の決定を行うこと、広域に影響を与える都市計画についての決定等及び協議同意を行う。 市町村は県決定以外の都市計画について決定等を行う。
国から都道府県などに移譲すべき役割		<ul style="list-style-type: none"> 国の利害関係について具体的に明記し、協議同意を要しない範囲の拡大・明確化をすべき。（例：県管理の国道・一級河川等協議同意の廃止） 国土交通大臣が区域マスタープラン、区域区分の決定（変更）の同意に際して行う関係大臣への協議、意見聴取において各省所管法の事務を県、市町村に権限移譲し、県、市町村において協議手続きが完結すべき。
国 の 義 務	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の都市計画決定に際し都道府県への協議同意の義務づけ。
付 け	廃止・縮 小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 縮小すべき。
国 の 関 与	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が決定等を行う内容に対する国交大臣の協議同意（都市計画区域、区域マスタープラン、区域区分、一般国道、高速自動車国道、一級河川等）国交大臣が区域マスタープラン、区域区分の決定（変更）に同意する際の関係大臣への協議、意見聴取。
付 け	廃止・縮 小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 縮小すべき。
二 重 行 政	国と地方の二重行政の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本来自治事務であるので、基本的には国の関与無く事務を行うべきであるにもかかわらず、手続きに国への協議同意が存在する。 国土交通大臣が区域マスタープラン、区域区分の決定（変更）の同意に際して行う関係大臣への協議、意見聴取。
	廃止すべき国の事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が決定等を行う内容に対する国土交通大臣の協議同意（都市計画区域、区域マスタープラン、区域区分等）。 国土交通大臣が区域マスタープラン、区域区分の決定（変更）の同意に際しての関係大臣に対する協議、意見聴取（農林漁業との調整、治水協議等）。
財 源 措 置	財源措置の内容	
	変更すべき内容	
あるべき姿に基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の手続きについて、自治事務の確立と都市計画手続きの簡素化により、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めることが可能となり、良好な住居環境の保持が図れる。

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区分		都市計画事業																					
国・地方の役割分担	国	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画に関する関係法令の整備・管理、運用のための通知等。 都市計画事業に関する関係法令の整備・管理、運用のための通知等。 大規模な都市施設や市街地開発等の都市計画決定の同意。 県が施行する都市計画事業の認可。 国の利害に重大な関係を有する都市計画事業の施行。 																					
都道府県	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が施行することが困難又は不適当な場合、その他特殊な事情がある場合の都市計画事業などの施行。 県の管理する都市施設（4車線未満の県管理都市計画道路、10ha 以上の公園、流域下水道、2級河川等）の都市計画決定。 市町村が決定する都市計画の同意。 市町村が施行する都市計画事業の認可。 																					
市町村	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の管理する都市施設（4車線未満の市町村管理の都市計画道路、10ha 未満の公園、公共下水道等）の都市計画決定。 都市計画事業の施行。 																					
現行の役割分担の問題点		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の決定及び都市計画事業の認可などの法令を通じた上位機関の関与等が地域の主体的なまちづくりを阻害している。 																					
役割分担のあるべき姿		<ul style="list-style-type: none"> 国は都市計画に関する関係法令の整備に専念し、都道府県は複数の市町村にまたがる広域的見地から決定すべき都市計画の決定及び県の管理する道路や広域公園等の都市計画事業を行い市町村については、地域の主体的な判断で都市計画の決定・都市計画事業の認可及び施行を行う。 																					
国から都道府県などに移譲すべき役割		<ul style="list-style-type: none"> 全ての都市計画に関する事務事業について移譲すべき。 																					
国の職務付	現状	<ol style="list-style-type: none"> ① 広域の見地から県決定する都市計画に関する国土交通大臣の協議。 ② 県が施行する都市計画事業に対する国土交通大臣の認可。 																					
	廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 廃止すべき。 																					
国の関与	現状	<ol style="list-style-type: none"> ① 広域の見地から県が決定する都市計画に関する国土交通大臣の協議。 ② 県が施行する都市計画事業に対する国土交通大臣の認可。 																					
	廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 廃止すべき。 																					
二重行政	国と地方の二重行政の内容	<ul style="list-style-type: none"> 上記「国の職務付け」「国の関与」に同じ。 																					
	廃止すべき国の事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 廃止すべき。 																					
財源措置	財源措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 主な国庫補助負担率は以下のとおり（交付先・目的によって異なる） <table> <tr> <td>市街地再開発</td> <td>国補助</td> <td>1/3・2/5・1/2</td> </tr> <tr> <td>都市再生</td> <td>国補助</td> <td>1/2・2/3・3/4</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>国補助</td> <td>1/2（地方道路臨時交付金は 5.5/10）</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金</td> <td>定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>国補助</td> <td>1/2・1/3</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>国補助</td> <td>1/4・1/3・3/8・1/2・5.5/10・6/10</td> </tr> <tr> <td>街路</td> <td>国補助</td> <td>1/2（地方道路臨時交付金は 5.5/10）</td> </tr> </table> 	市街地再開発	国補助	1/3・2/5・1/2	都市再生	国補助	1/2・2/3・3/4	土地区画整理事業	国補助	1/2（地方道路臨時交付金は 5.5/10）	まちづくり交付金	定額		都市公園	国補助	1/2・1/3	下水道	国補助	1/4・1/3・3/8・1/2・5.5/10・6/10	街路	国補助	1/2（地方道路臨時交付金は 5.5/10）
市街地再開発	国補助	1/3・2/5・1/2																					
都市再生	国補助	1/2・2/3・3/4																					
土地区画整理事業	国補助	1/2（地方道路臨時交付金は 5.5/10）																					
まちづくり交付金	定額																						
都市公園	国補助	1/2・1/3																					
下水道	国補助	1/4・1/3・3/8・1/2・5.5/10・6/10																					
街路	国補助	1/2（地方道路臨時交付金は 5.5/10）																					
	変更すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方の適切な役割分担のもと、効率的な行財政システムが構築され、補助負担金に見合う財源を移譲し、都市計画に係る都市施設の整備及び市街地開発を地方の一般財源で賄えるようにする。 																					
あるべき姿に基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット		<ul style="list-style-type: none"> 社会・地域情勢と密接な都市計画行政を地方が計画的・一体的に自らの判断と財源で進めることが可能となり、地域の実情に即した地域住民の利便性や暮らしの向上が図られる。 																					

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区分	農地行政
国	<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 ha を超える農地転用の許可（地方農政局の許可）。 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の協議。
・ 地方の役割分担	<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 ha 以下の農地転用の許可。 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の国との協議。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 4 ha 以下の農地転用許可申請に対する農業委員会の審査及び意見書の送付。
現行の役割分担の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用の許可の基準は、従来、法令上規定されておらず、通達で定める基準に基づき運用されていたが、行政事務の基準の明確化を図るため、平成10年の農地法改正により許可の基準が法令において定められた。 このことにより、国又は都道府県が行う判断に差異はないとされるが、面積別に許可権者が異なるため、農業以外の土地利用計画との調整や事務処理の迅速化等を阻害している。
役割分担のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> 国は基本食糧の確保等に配慮した総体的な優良農地確保の方向性を示し、県はその方向に従った土地利用調整を独自に行うことが望ましい。 したがって、農業以外の土地利用計画との調整の迅速化や地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、国の地方支分部局である地方農政局が行っている4 ha を超える農地転用の許可権限を県に移譲すべきである。
国から都道府県などに移譲すべき役割	<ol style="list-style-type: none"> 地方農政局が有する4 ha を超える農地転用の許可権限について、県に権限移譲すべき。 現行制度において、2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議を廃止すべき。
国務の現状	
廃止・縮小すべきか否か？	
国と地方の二重行政の現状	<p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議
廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 廃止すべき。
二重行政の二重行政の内容	
廃止すべき国の事務事業	
財源措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税単位費用で標準的な人件費、事務経費を計上。
変更すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 国が行う農地転用の許可の調整に要する経費について、地方へ財源移譲する。
あるべき姿に基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保に向けた県の基本的施策方針に従い、有効な土地利用が迅速に図られることから、農業・農村活性化と調和の取れた住民生活の向上が図られる。

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区分		森 林 計 画 樹 立 事 業
国・地方の役割分担	国	<ul style="list-style-type: none"> 全国森林計画の樹立及び基準に基づく各地域森林計画の妥当性についての判断。
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画の樹立及び変更。
	市町村	
	現行の役割分担の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画の樹立等については、自治事務として都道府県知事が法令の基準に基づいて主体的に行っており、不要と判断される国との協議調整に相応の事務量を要している。
	役割分担のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> 全国森林計画の樹立については、国が地域森林計画の樹立等については国の関与を受けずに各都道府県が行うようにすべきである。
国から都道府県などに移譲すべき役割		
国の義務付け	現 状	
	廃止・縮小すべきか否か？	
国の関与	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画の策定等に関する大臣協議
	廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 廃止すべき
二重行政	国と地方の二重行政の内容	
	廃止すべき国の事務事業	
財源措置	財源措置の内 容	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度より一般財源化。
	変更すべき内 容	
あるべきに基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット		<ul style="list-style-type: none"> 住民の意見等より反映した計画策定が可能となる。

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区分		森林計画の策定
国・地方の役割分担	国	<ul style="list-style-type: none"> 森林・林業基本法に基づき「森林・林業基本計画」を策定。 森林法に基づき森林計画区を定めるとともに、森林・林業基本計画に即して5年ごとに全国森林計画を策定し、広域流域別の森林整備の計画等を策定。 全国森林計画に沿って都道府県に広域流域別の森林整備の計画等についての目安を提示。
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 全国森林計画に即して5年ごとに国が示す森林計画区ごとに民有林についての地域森林計画を策定
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画に適合して5年ごとに市町村森林整備計画を策定。
	現行の役割分担の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 国の森林・林業のあり方についての方針に沿って、国→県→市町村の順に森林計画を策定する森林法の考え方により行われている。 森林管理等は当該地方だけの課題に留まらず、国民全体に影響を及ぼすため、全国的な方針策定及び森林法と都市部との地域調整が必要であり、この点が解決されていない現状においては、現行の役割分担も止むを得ないと考えられる。
	役割分担のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> 森林計画の策定については、森林の果たす公益的機能や木材供給機能の発揮が、当該地域に限らず全国民が受益するものであり、国際条約や輸出入政策とも密接に関係するため、全国的な方針策定とその地域間調整、更には森林整備事業等の実施のための財源確保のための調整が必要であり、地方分権を進める上では、この全国調整をどのように行うか、新たな実効性な仕組みづくりが不可欠である。
	国から都道府県などに移譲すべき役割	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な方針策定及びその地域間調整を行う新たな実効的な仕組みづくりがなされない限り移譲すべきではない。
国の職務付け	現状	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画の策定、市町村森林整備計画の策定。
	廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 適正な森林管理のためには、地域森林計画、市町村森林整備計画は必要である。
国の関与	現状	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画策定に係る協議。
	廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な方針策定及びその地域調整を行う新たな実効的な仕組みづくりがなされない限り、廃止・縮小すべきでない。
二重行政	国と地方の二重行政の内容	
	廃止すべき国の事務事業	
財源措置	財源措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画策定 地域森林計画編成費：一般財源化（平成17年度から地方交付税の基準財政需要額に算入） 森林GISデータ基盤整備：国1/2、県1/2
	変更すべき内容	
あるべき姿に基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット		<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画の策定についての協議等の国の関与を廃止すれば、地域の自立性の向上や事務処理の簡素化についてのメリットはあると考えられるが、全国的な方針策定及びその地域調整を行う新たな仕組みづくりが必要であると考えられる。

【農地法第4条第2項(農地転用許可基準)】

農地法(第4条)	農地法施行令	農地法施行規則	「農地転用許可基準の制定について」(S34. 10. 27)
<p>2 前項の許可是、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため震地を震地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる震地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため震地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第一条の十 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる震地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 法第四条第二項第一号ロに掲げる震地 震地を震地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。 <p>イ 申請に係る震地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。</p>	<p>第五条の二 令第一条の十第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設 二 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 三 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地にあつては、敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。) 	<p>(第2章 許可方針・第1節 農業以外の土地利用計画との関係)</p> <p>第2 農業以外の土地利用計画との調整を要しない地域の取扱い</p> <p>3 第1種震地を対象とする震地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種震地又は第2種震地に立地することが困難であるか又は不適当と認められる場合は許可することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 農業経営の合理化、農業生産力の増強若しくは農家経済の改善に資する施設、農産物の加工施設又は農村の道路水路等を建設する場合 (3) 農家の安定的な就業機会の確保又は都市と農村の交流の円滑化等に資する施設を建設する場合 (8) 農村集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合又は集落の生活環境の改善に資する施設を建設する場合

□ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

第五条の三 令第一条の十第一項第二号口の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設（令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）とする。

一 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの

二 火薬庫又は火薬類の製造施設

三 その他前二号に掲げる施設に類する施設

八 申請に係る農地を調査研究、土石の採取その他の特別の立地条件を必要とする農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

第五条の四 令第一条の十第一項第二号八の農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

二 土石その他の資源の採取

三 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

四 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

イ 一般国道又は都道府県道の沿道の区域

ロ 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であ

(5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合

(6) 試験研究、学術調査等を実施する場合

[再掲](5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合

(9) 重要産業の施設の建設で、次の(a)又は(b)のいずれかの条件に該当するもの

(a) 当該農地が生産条件の悪い農地又は第3種農地若しくは市街地の近傍にある農地であり、かつ、用排水、原料既存施設、港湾造成、既存引込線等の関係から当該農地を選定したこと。

(b) 原料を地下資源等に求める場合であって、その位置が制約されると認められること。

(10) 一般国道等の沿道において当該道路に接続して流通業務施設等を建設する場合

		つて自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。) の出入口の周囲おおむね三百メートル以内の区域	
		五 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る。）	(12) 既存施設の拡張を行う場合
		六 法第四条第二項第一号又は第五条第二項第一号に掲げる土地に係る法第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の許可又は法第四条第一項第五号若しくは第五条第一項第三号の届出に係る事業のために欠くことのできない道路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）	(13) 前号各号の一に該当する場合に欠くことのできない道路、電線路等の施設を建設する場合
二 (略)	第五条の五 (略)		
木 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。	第五条の六 令第一条の十第一項第二号木の農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号及び第七号に該当するものに関する事業にあつては、令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。		(第2章 許可方針・第1節 農業以外の土地利用計画との関係) 第2 農業以外の土地利用計画との調整を要しない地域の取扱い 3 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不適当と認められる場合は許可することができるものとする。
	一 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業		(1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用できることと定められている事業の用に供する場合
	二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項各号に掲げる目的を達成するため行われる森林の造成		(4) 森林法第25条に掲げられた目的（保安林）に供する場合
	三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第一項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第九条第三項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第十条第一項若しくは第二項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事		(7) 地すべり等防止法による関連事業計画に基づき、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告等を受けて家屋を建設する場合
	四～十一 (略)		

	ヘ (略)	第五条の七～第五条の八 (略)	
	2 (略)		
一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合			
イ (略)			
<input type="checkbox"/> イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。	<p>第一条の十一 法第四条第二項第一号の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 おおむね二十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農地の造成その他の農林水産省令で定めるもの（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地 	<p>第五条の九 令第一条の十一第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 農業用排水施設の新設又は変更 ロ 区画整理 ハ 農地又は採草放牧地の造成（昭和三十一年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） ニ 埋立て又は干拓 ホ 客土、暗渠よ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 二 次のいずれかに該当する事業であること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 国又は地方公共団体が行う事業 ロ 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 ハ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二号）に基づき地方公共団体から資金の貸付けを受けて行う事業 ニ 公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 	<p>(第1章・総則) 第4 農地の区分 2 第一種農地</p> <p>農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資（旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害（石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。）復旧事項及び農用地防災事業を除く。）の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第二種農地又は第三種農地に該当するものを除く。</p>

		条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげことができると認められる農地	
	第一条の十二 (略)		
	一 (略)	第五条の十 (略)	
	二 (略)	第五条の十一 (略)	
(1) 市街地の区域内 又は市街地化の傾向が著しい区域内 にある農地で政令で定めるもの	第一条の十三 法第四条第二項第一号口(1)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。		
	一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域	第五条の十二 令第一条の十三第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。 一 水管、下水道管又はガス管が埋設されている道路（幅員四メートル以上の道及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第二項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、第五条の四第四号口に規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。 二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。 イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場 ロ 第五条の四第四号口に規定する道路の出入口 ハ 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。） ニ その他イからハまでに掲げる施設に類する施設	
	二 宅地化の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域	第五条の十三 令第一条の十三第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。 一 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公	

(第1章 総則)
第4 農地の区分

4 第3種農地

(2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地

(3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地

(4) 市街地の中に介在する農地

	<p>(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの</p> <p>二 宅地化の状況からみて前条</p>	<p>共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。</p> <p>二 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が四十パーセントを超えていること。</p> <p>三 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）。</p> <p>三 土地区画整理事業（昭和二十九年法律第二百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下単に「土地区画整理事業」という。）又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域</p> <p>第一条の十四 法第四条第二項第一号口(2)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。</p> <p>一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて前条第一号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの</p> <p>二 宅地化の状況からみて前条</p>	<p>第五条の十五 令第一条の十四第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一 相当数の街区を形成している区域</p> <p>二 第五条の十二第二号イ、ハ又はニに掲げる施設の周囲おむね五百メートル（当該施設を中心とする半径五百メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が四十パーセントを超える場合にあつては、その割合が四十パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は一キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域</p> <p>第五条の十五 令第一条の十四第二号の農林水産省令</p> <p>(5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地</p> <p>(6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を実施した土地等で買収除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によって指定（近く農地以外のものとすることを相当とするものの指定）を受けた農地</p> <p>(1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。）</p> <p>(第1章 総則) 第4 農地の区分</p> <h3>3 第2種農地</h3> <p>(1) 街路（土地改良事業、開拓事業によって築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。</p> <p>(2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。</p> <p>(3) 市街地の近傍において独立している小団地</p>
--	--	--	---

	<p>第二号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの</p>	<p>で定める区域は、宅地化の状況が第五条の十三第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね二十ヘクタール未満であるものとする。</p>	<p>の農地。</p>
二 (略)			<p>(第2章 許可方針・第2節 一般的基準) 第1 申請目的実現の可能性</p> <p>1 申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。</p> <p>2 申請目的の実現について法令等による許認可等を要する場合は、当該許可等の見込みがあること。</p> <p>3 申請された農地と併せて使用する土地がある場合においてその土地を当該申請目的に利用し得る見込みがあること。</p> <p>4 申請された農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。</p> <p>5 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。</p>
四 (略)			
五 (略)			

【農地転用許可基準（通達ベース）】

区分	「農地転用許可基準の制定について」(S34.10.27)	「市街化調整区域における農地転用許可基準について」(S44.10.22 農林事務次官通達)
通 達 文	<p>農地法に基づく農地等の転用の許可是、農地法全体の趣旨に照らし国民経済その他一般公共の利益に合致するようによ用すべきである。</p> <p>最近農地等の他用途への転用が激増し、農業上及び農業外の合理的土地利用の観点からみて好ましくない事例もみられるに至ったので、かねてからこののような事態に対処するため許可基準の明確化について検討してきたところ、今般農地転用許可基準策定会より別紙2のように答申があり、この答申に基づき農地転用許可基準を別紙1のように定めたので、今後の農地転用許可申請についてはこの基準により処分し、許可事務の適正化を期せられたい。</p> <p>また、農地法制定当時に比し、国民経済は著しい発展をみこれに伴い産業構造の変化、人口の増加、都市の発展等がもたらされた。これらを考慮するとき、農地の転用はある程度やむを得ない處ではあるが、国民経済の発展及び国民生活の安定上必要性に乏しい施設を建設しようとする場合又は転用される農地についてその利用の見込みが確実でなく転用の結果土地の遊休化を招くおそれがあると認められる場合等においては、農地の転用は極力これを抑制すべきものと考える。従って、例えば下記に掲げるようなものは、一般に転用目的としては適当でないと思われる所以、この点に留意の上農地転用許可基準を運用されたい。</p>	<p>市街化調整区域（都市計画法第7条第1項に規定する「市街化調整区域」をいう。）は市街化を抑制すべき区域であるので、当該区域における農地転用の許可に関する処分は、「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と農林水産業との調整措置等に関する方針」（昭和44年8月22日付け44農地C第374号農林事務次官通達。以下「措置方針」という。）に基づく同法第23条第1項の規定による協議の経過を十分尊重しつつ、優良農地を保存することを旨として行うものとし、当該区域における農地転用に係る農地転用許可基準（「農地転用許可基準の制定について」（昭和34年10月27日付け34農地第3353号（農）農林事務次官通達）の別紙1の農地転用許可基準をいう。以下「許可基準」という。）の適用については、許可基準第1章第4「農地の区分」に代えて下記第1「農地の区分」に、許可基準第2章第1節「農業以外の土地利用計画との関係」に代えて下記第2「甲種農地及び乙種農地の農地転用の取扱い」によるものとする。</p>
第1章 総 則	第1 目 的	この基準は、優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに飼養及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、その合理化を図るために農地転用を適正に規制し、もって健全な国民経済の進展に寄与することを目的とする。
	第2 適用範囲	この基準は、農地法第4条、第5条及び第73条の規定による農地転用の許可に適用するものとし、農地法施行規則第46条の規定による農地の貸付及び農地法第7条第1項四号の指定について準用するものとする。 なお、採草放牧地、薪炭林等の転用についてはこの基準の趣旨に準じて取り扱うものとする。
	第3 定 義	1 この基準において「市街地」とは、連坦集合して存在する住宅、商店、工場、官公署等の建築物及び公園、運動場等の都市的機能を有する施設の外縁を結んだ線内の区域をいう。 2 この基準において「街路」とは、幅員4m以上の道及び建築基準法第42条第2項の指定を受けた道で現に一般的の通行の用に供しているものをいう。 ただし、道路により自動車専用道路の指定のあったもの及び道路運送法による自動車道を除く。
		3 この基準において「公共投資」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 国又は地方公共団体からの費用の支出 (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定による「補助金等」又は「間接補助金等」の交付 (3) 農業改良資金助成法等法令に基づく国又は地方公共団体からの融資 (4) 農林漁業金融公庫からの融資

第1章	農地の区分	市街化調整区域内の農地については、次により甲種農地及び乙種農地に区分するとともに、乙種農地については、許可基準第1章第4の農地の区分により第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分する。	
	第4 甲種農地	甲種農地は、次に掲げる農地とする。 ① 農地転用の許可に関する処分時において措置方針の第1の1又は第1の2に該当する農地（その該当事由が農道等の整備のみを目的とする土地改良事業の対象となったことのみである農地を除く。） ○ 市街化区域に含めないとしている農地 ・ 集団的優良農地〔圃地規模が概ね20ha以上で高性能な農業機械による営農が可能な土地条件〕を備え、かつ、主要作物の10a当たり収量が一定水準以上のもの ○ つとめて市街化区域に含めないとしている農地 ・ 集団的農地〔圃地規模が概ね20ha以上で高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備えた農地〕 ② 措置方針の第1の3の(i)により市街化調整区域内に含まれることとなった土地の区域内の農地 ○ ①の農地には該当しないが、生産性が高く、特定の農産物の生産適地として保全する必要があり、相当の期間農地としての利用が見込まれる農地	
総則	区分	1 農地を第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分する。	乙種農地は、甲種農地以外の農地とする。
	地の種別	第1種 2 第1種農地 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資（旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害復旧事業及び農用地防災事業を除く。）の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第2種農地又は第3種農地に該当するものを除く。	
	区分	第2種 3 第2種農地 次に掲げる農地は第2種農地とする。ただし、第3種農地に該当するものを除く。 (1) 街路（土地改良事業、開拓事業によって築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。 (2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。 (3) 市街地の近傍において孤立している小団地の農地。 (4) 港湾施設、工業用水道、道路、排水路等の諸施設が産業の用に供する目的で、総合的に整備された地域内の農地。 (5) 建築基準法の規定により指定された工業地域又は準工業地域内の農地で市街地に接続し、かつ市街地と街路に囲まれたもの。 (6) その他の農地で、次のいずれにも該当しないもの。 ア 農業生産力の高い農地 イ 集団的に存在している農地 ウ 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地	
	区分	第3種 4 第3種農地 次に掲げる農地は第3種農地とする。 (1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。） (2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地 (3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地 (4) 市街地の中に介在する農地 (5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地 (6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を施行した土地等で買収除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によって指定（近く農地以外のものとすることを相当とするものの指定）を受けた農地	

甲種農地及び乙種農地の農地転用の取扱い

- 第1 農業以外の土地利用計画との調整を了した地域の取扱い
- 次の各号に掲げる場合には、農地の転用は極力調整された計画等を尊重し、かつ特定の団地について調整を了した場合を除き、第3種農地、第2種農地、第1種農地の順序により転用されるよう努めるものとする。
- 1 首都圏整備計画、都市計画等市街地建設に係る土地利用計画について関係者の調整を了し、計画の対象地域が用途地域等市街化すべき地域とそうでない地域とに区分された場合、農地転用は次のように取扱うものとする。
 - (1) 農地の転用は市街化すべき地域に指向させるよう努めるものとする。
 - (2) 市街化すべき地域以外の地域についての農地転用は原則として許可しないものとする。ただし、第2の3の(1)から(10)まで及び(12)に該当するもの並びにこれに付帯する(13)に該当するもので市街化すべき地域に立地することが不適当であると認められ、かつ当該事業が市街化の要因とならないと認められるときは許可することができる。
 - 2 鉱工業地帯整備協議会において鉱工業等の施設の予定地について関係省の調整を了した場合、電源開発調整審議会において電源開発予定地について関係者の調整を了した場合等、国の施策に基づく施設のための農地転用でその調整の結果に適合するものについては、原則として許可するものとする。
 - 3 首都圏整備法により近郊地帯の指定が行われその整備に関する施策について関係者の調整を了した場合又は旧特別都市計画法第3条による緑地地域についての整備に関する施策についての関係省の調整を了した場合には農地の転用はその施策に沿って取扱うものとする。
- 第2 農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域の取扱い
- 1 農地の転用は第3種農地に指向させるものとし、第3種農地を対象とする農地転用は原則として許可するものとする。
 - 2 第2種農地を対象とする農地転用は第3種農地に立地することが困難であるか、又は不適当と認められるものに限り許可することができるものとする。
 - 3 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不適当と認められる場合は許可することができるものとする。
 - (1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用できることと定められている事業の用に供する場合
 - (2) 農業経営の合理化、農業生産力の増強若しくは農家経済の改善に資する施設、農産物の加工施設又は農村の道路水路等を建設する場合
 - (3) 農家の安定的な就業機会の確保又は都市と農村の交流の円滑化等に資する施設を建設する場合
 - (4) 森林法第25条に掲げられた目的（保安林）に供する場合

甲種農地を対象とする農地転用は、原則として許可しないものとする。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる場合には、例外的に許可することができるものとする。

- (1) 次に掲げる場合であって、甲種農地以外の土地に立地することが著しく困難であるか又は不適当と認められる場合。

ただし、開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」をいう。以下同じ。）を伴う場合には、その開発行為が都市計画法第29条の規定による許可を受けることができるものであるか又は当該許可を受けることを要しないものである場合、開発行為を伴わない建築物の新築又は改築を伴う場合にあってはその建築物の新築又は改築が同法第43条の規定による許可を受けることができるものであるか又は当該許可を受けることを要しないものである場合に限る。

- ① 土地収用法第26条第1項の規定による告示（都市計画法その他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があつた事業の用に供する場合

- ② 都市計画事業を施行しようとする者が都市計画法第56条の規定に基づき買取りを行う場合

- ③ 道路、水路、電線路等及びこれらに付帯する施設を建設する場合

- ④ 農業経営の合理化、農業生産力の増強若しくは農家経済の改善に資する施設又は農産物の加工施設を建設する場合

- ⑤ 農家の安定的な就業機会の確保又は都市と農村の交流の円滑化等に資する施設を建設する場合

- ⑥ 採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設し又はその事業の用に供する場合

- ⑦ 既存集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合（その住宅等の敷地面積が概ね500m²を超えないものに限る。）又は集落の生活環境の改善に資する施設を建設する場合

- ⑧ 既存施設の拡張を行う場合

- ⑨ 一般国道等の沿道において当該道路に接続して又は高速自動車国道等のインターチェンジから至近距離の区域内において流通業務施設等を建設する場合

- ⑩ 土地区画整理法第136条の規定により都道府県農業会議及び関係土地改良区の意見を聞き、その同意を得て施行された土地区画整理事業の施行区域内の農地であって、その後決定された市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する都市計画により市街化調整区域内に含まれこととなったものにつき農地転用をする場合

- (2) 次に掲げる場合であって、使用する土地の大部分が甲種農地以外の土地であり、かつ、甲種農地以外の土地に立地することが著しく困難であるか又は不適当と認められる場合

- ① 都市計画法第29条第2号から第4号まで、第6号又は第11号に規定する開発行為を行う場合

- ② 都市計画法第34条第1号から第8号まで又は第10号に規定する開発行為で、同法第29条の規定による許可を受けることができるものを行う場合

- ③ 開発行為を伴わない建築物の新築又は改築で、都市計画法第43条の規定による許可を受けることができるもの又はその許可を受けることを要しないものを行う場合

- ④ 次のいずれかに該当する場合。

ただし、開発行為を伴う場合又は開発行為を伴わない建築物の新築若しくは改築を伴う場合にあっては、(1)のただし書に規定する場合に限る。

ア 土地収用法その他の法律により土地を収用し又は使用することと定められている事業の用に供する場合

イ (1)又は(2)の①から③まで若しくは④のアに該当する場合において欠くことができない土石の捨場、材料の置場等を建設する場合

- (3) 次のいずれかに該当する場合。

ただし、開発行為を伴う場合又は開発行為を伴わない建築物の新築若しくは改築を伴う場合にあっては、(1)のただし書に規定する場合に限る。

- ① 非常災害のために必要な応急措置を行う場合

- ② 森林法第25条に掲げられた目的（保安林）に供する場合

- ③ その農地でなければ目的を達成することができない試験研究、学術調査等を実施する場合

- ④ 農村地域工業等導入促進法第5条第1項又は第2項の規定に基づく農村地域工業等導入実施計画に係る工業等導入地区内の農地等を同実施計画で定める用途に供する場合

- ⑤ 高度技術工業集積地域開発促進法第5条第5項の規定による主務大臣の承認を受けた開発計画に基づく開発行為であって、別に定めるところにより当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合

- ⑥ 総合保養地整備法第5条第4項の規定による主務大臣の承認を受けた基本構想に基づき、別に定めるところにより作成された重点整備地区施設整備計画に基づく開発行為であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合

第2章 許可方針	甲種農地及び乙種農地	<p>(5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合</p> <p>(6) 試験研究、学術調査度を実施する場合</p> <p>(7) 地すべり等防止法による開墾事業計画に基づき、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告等を受けて家屋を建設する場合</p> <p>(8) 農村集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合又は集落の生活環境の改善に資する施設を建設する場合</p> <p>(9) 重要産業の施設の建設で、次の(a)又は(b)のいずれかの条件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該農地が生産条件の悪い農地又は第3種農地若しくは市街地の近傍にある農地であり、かつ、用排水、原料既存施設、港湾造成、既存引込線等の関係から当該農地を選定したこと。 (b) 原料を地下資源等に求める場合であって、その位置が制約されると認められること。 <p>(10) 一般国道等の沿道において当該道路に接続して流通業務施設等を建設する場合</p> <p>(11) 主として第1種農地以外の土地を使用する場合</p> <p>(12) 既存施設の拡張を行う場合</p> <p>(13) 前号各号の一に該当する場合に欠くことのできない道路、電線路等の施設を建設する場合</p> <p>農業以外の土地利用計画の存しない地域の取扱は、第2を準用する。</p>	<p>⑦ 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内における開発行為であって、当該非農用地区域の設定等につき別に定めるところによる所要の調整を了したものを行う場合</p> <p>⑧ 集落地域整備法第5条第1項の規定による集落地区計画の区域内における開発行為であって、当該集落地区計画の区域の設定等につき別に定めるところによる所要の調整を了したものを行う場合</p> <p>⑨ 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第8条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた集積促進計画に基づき、別に定めるところにより作成された集積促進地域施設整備計画に基づく開発行為であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合</p> <p>⑩ 多極分散型国土形成促進法第8条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた振興拠点地域基本構想に基づき、別に定めるところにより作成された重点整備地区施設整備計画に基づく開発行為であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合</p> <p>⑪ 「農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について」の記の第2の3により都道府県知事の認定を受けた農村活性化土地利用構想に基づく開発行為であって、同通達の記の第3の施設等の用に供する場合</p> <p>⑫ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第8条第1項に規定する承認基本計画に基づく開発行為（同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅若しくは同法第6条第4項に規定する教養文化施設等の整備又は同条第3項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の整備に限る。）であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合</p>
	乙種農地転用の取扱	乙種農地	<p>乙種農地を対象とする農地転用は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 1の(3)に該当する場合には、許可することができるものとする。</p> <p>(2) 1の(1)の①から⑩までに該当する場合若しくは(2)の①から④までに該当する場合又は使用する土地が第1種農地（甲種農地で1の(1)の⑩に規定する農地以外のものを含む。）以外の土地のみであるか若しくは主として当該第1種農地以外の土地である場合若しくはこの場合において欠くことのできない土石の捨場、材料の置場等を建設する場合（これらの場合のうち、開発行為を伴う場合又は開発行為を伴わない建築物の新築又は改築を伴う場合にあっては、1の(1)のただし書に規定する場合に限る。）には、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地の転用は第3種農地に指向させるものとし、第3種農地を対象とする農地転用は、原則として許可するものとする。 ② 第2種農地を対象とする農地の転用は、第3種農地に立地することが困難であるか又は不適当と認められるものに限り許可することができるものとする ③ 第1種農地を対象とする農地の転用は、第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不適當と認められるものに限り許可することができるものとする。 ただし、第1種農地（甲種農地で1の(1)の⑩に規定する農地以外のものを含む。）のみを使用する場合又は主として第1種農地を使用する場合には、許可基準第2章第1節第2の3の(1)から(3)まで、(5)、(7)から(10)まで、(12)又は(13)に規定する場合に限り、許可することができるものとする。
甲乙種種合せ取扱			市街化調整区域内における甲種農地と乙種農地とを合わせて対象とする農地転用は、甲種農地にあっては1により、乙種農地にあっては2により、それぞれ許可することができる場合に限り、許可することができるものとする。

		考え方	申請について次の各事項を検討し、これに該当しない場合は許可しない。	
第2章 許可方針 準則	第2節 一般基準	第1 申請目的実現の確実性	1 申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。 2 申請目的の実現について法令等による許認可等を要する場合は、当該許可等の見込みがあること。 3 申請された農地と併せて使用する土地がある場合においてその土地を当該申請目的に利用し得る見込みがあること	
		第2 計画面積	1 申請面積がその申請目的実現のため必要な最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これを斟酌して決められたものであること） 2 大規模の施設の建設等で、当該建設事業の計画が長期にわたるものについては、期別計画に従って必要な面積について申請されたものであること。ただし、当該事業の計画の一体性の見地から、これを分割することが著しく困難なものについてはこの限りでない。	
		第3 位置圖	1 申請された農地の位置と周囲の農地、市街地、街路等との関連を検討し、集団農地を蚕食する等の農業生産条件に及ぼす影響が少ないと認められること。ただし、鉱物の採掘等の如く位置が限定される場合はこの限りでない。 2 申請された農地の所在する市町村内に、第1節第1の取扱を行う区域がある場合には、同区域の利用状況等を考慮して選定されていること。	
		第4 用排水	1 申請に係る事業が用水を取水し又は廃水を排水する場合で、当該取水又は排水について法令等による許認可を要するときは、当該許認可の見込みがあること。 2 申請に係る事業が取水し又は排水する場合には、その時期、方法、水量、水質等について農業、水産業等の産業又は公衆衛生等に及ぼす影響が少ないと認められること。	
		第5 被害防除	1 転用に伴い土砂の流出、たい積、崩壊等のおそれがある場合又は当該事業により生ずるガス、湧水、粉じん、捨石、鉱煙等により付近の農業、水産業等の産業又は公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある場合において、必要な防除措置がとられていること。 2 近傍農地の日照、通風、通作等に著しい影響を及ぼさないこと。	
		第6 離農措置	転用により経営の縮小、離農を余儀なくされる耕作者に対して「公共用地の取得に伴う損失補償基準要項」又は「電源開発に伴う水没その他のによる損失補償要綱」等の基準を斟酌し、妥当な措置がとられるとともに、できるだけ関係者において就労の機会を与えるよう措置すること。	
		第7 一時転用	一時転用の場合は、事業終了後における原状回復の措置が適切に行われるものであること。特に実施の時期、方法、費用の負担等が明らかにされているものであること。	
		第8 代替替施設等	転用に伴い、道路、水路、ため池等を廃止する場合は、代替施設を設置する等その廃止が近傍の農業生産条件に著しい支障を及ぼさないよう措置すること。	
		第9 転用候補地	転用候補地が土地改良事業受益地区にあってその転用がやむを得ないと認められる場合には、当該事業計画が土地改良事業に及ぼす影響が少ないよう措置されていること。	

平成17年度 大臣転用許可一覧

番号	許可区分	市町村名	転用事業者	用 途 【転用面積】	許可年月日
1	法第5条	追分町	建設会社	火山灰採取 【6.2 ha】	17. 4. 14
2	法第4条	厚田村	学校法人	植林 【9.1 ha】	17. 6. 16
3	法第5条	滝川市	農業（養鶏）法人	養鶏場の建設 【5.5 ha】	17. 7. 25
4	法第5条	千歳市	建設会社	火山灰土採取 【7.1 ha】	17. 12. 12
5	法第5条	新得町	鉄道会社	防風林の設置 【5.9 ha】	18. 1. 19
6	法第5条	芽室町	市町村	乳製品加工工場用地の造成 【13.6 ha】	18. 3. 17